

檜原市告示 第75号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和7年度檜原市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、檜原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）第16条の規定により、告示する。

令和7年3月31日

檜原市長 亀田 忠彦

令和7年度櫃原市一般廃棄物処理実施計画

第1章 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 対象区域 櫃原市全域
- 3 一般廃棄物の発生量の見込み

(1) ごみ (トン/年)

種 類	発生量 (見込み)	合 計
家庭廃棄物	24,211	37,987
事業系一般廃棄物	13,776	

(2) 動物の死体 (件/年)

動物の死体	件数 (見込み)
	290

※ 櫃原市斎場条例(平成17年6月30日条例第27号)に基づき処理される小動物を除く。

(3) し尿・浄化槽汚泥 (キロリットル/年)

種 類	区 分	発生量 (見込み)	合 計
し尿・浄化槽汚泥	し尿	3,930	18,580
	単独処理浄化槽汚泥	8,280	
	合併処理浄化槽汚泥	6,370	

第2章 一般廃棄物の処理

1 排出抑制及び資源化等の施策

一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本方針の実現に向け、3R（リデュース・リユース・リサイクル）にリフューズ（Refuse）を加えた4Rを基本に、以下の取組みにより一般廃棄物の排出抑制及び資源化を推進する。

(1) 排出抑制・再使用の促進

① 普及啓発事業

市民・事業者など地域社会を構成する各主体がごみ減量の意識を高め、自主的な取組みを促進するために、情報提供や環境学習等の普及啓発事業を行う。

- ・ 広報かしはら、ホームページ、ごみ分別アプリなどを活用した、4R推進に向けた情報提供の実施
- ・ 環境に関する出前講座やイベントの実施
- ・ 一般廃棄物処理施設における施設見学の受入

② 有料指定袋制

家庭廃棄物のうち可燃ごみの有料指定袋制によりごみの減量化を図る。

③ ごみの再使用

項目	概要
リユースマーケット	再生自転車・リユース家具を展示し、市民に低価格で還元する。
古本の提供	リサイクル館かしはらに持ち込まれた書籍を無料で市民に還元する。
リユースコーナー	古着（大人用・子ども用）や育児グッズ（絵本や寝具、おもちゃ等）、食器を無料で市民に還元する。

④ 生ごみの減量・有効活用の促進

生ごみの減量及び有効活用を促進するため、次の取組みを行う。

- ・ 家庭用生ごみ処理容器及び電動式生ごみ処理機の購入助成
- ・ 公立小中学校など生ごみを多く排出する事業者への生ごみ減量化に向けた取組促進

⑤ エコショップ認定制度

市内において環境に優しい商品の販売、ごみの減量化及びリサイクル活動に取り組む小売店舗を環境保全優良店舗として認定し、広く市民に周知することにより、市民と事業者の連携のもと、資源循環型社会の構築に向け、環境に優しいライフスタイルを確立する。

(2) 再生利用等の推進

① 各種一般廃棄物の資源化

市内から排出された資源ごみ等の資源化を行う。

区 分	概 要
カン・ビン	分別収集を実施し、選別・圧縮・保管後、民間事業者及び指定法人にて資源化を行う。 ガラス残渣については民間事業者にて資源化を行う。
ペットボトル・プラスチックボトル	分別収集を実施し、選別・圧縮・保管後、指定法人にて資源化を行う。
新聞、雑誌類、ダンボール	分別収集を実施し、選別・保管後、民間事業者にて資源化を行う。
有害物	分別収集を実施し、選別・保管後、民間事業者にて資源化を行う。
廃食用油	家庭からの廃食用油を市内各所で拠点回収し、民間事業者にて資源化を行う。
使用済小型電子機器等 (小型家電)	市内各所に設置した回収BOXにて使用済小型家電を拠点回収し、選別・保管後、認定事業者にて資源化を行う。

② 再資源集団回収による資源化の促進

再資源集団回収を自主的に行う地域住民団体に対し報償金を交付する。加えて、各種情報提供などを通じて、再資源集団回収の新規開始や活動維持の支援を行う。

対 象 品 目	年間回収量（見込み）
古紙類（新聞紙、雑誌類、ダンボール類、ミルクカートン）、古繊維、アルミ缶	1, 250トン

③ 雑がみ分別回収の促進

可燃ごみへ排出されている資源化可能な紙（雑がみ）の分別回収の普及に向け、分別方法等について周知啓発を行う。

④ 新たな再資源化品目の検討

処理施設でピックアップ回収を実施している羽毛布団や雑線（家電製品に付属する電線類）の再資源化など、社会情勢の変化を考慮した効果的なりサイクル手法の採用を目指し、新たな資源化の方策を検討する。

⑤ 中間処理施設で回収した廃金属類の資源化

クリーンセンターかしはら及びリサイクル館かしはらで回収した廃金属類を民間事業者へ引き渡し資源化を行う。

⑥ ごみ焼却施設で発生する熱の有効利用

ごみを焼却する際に発生する熱を利用して発電を行い、電気事業者に売電するほか、場内や隣接する市の施設への給湯を行うなど熱の有効利用を行う。

発電量（見込み）	19,000 メガワット時／年
有効利用熱量（見込み）	4,000 ギガジュール／年

⑦ 食品廃棄物の再生利用（食品リサイクル）

・ コーヒー豆粕リサイクル

（食品循環資源の再生等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第19条第1項の認定を受けた再生利用事業計画）

排出主体	市内食品関連事業者
収集運搬主体	再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者 （食品リサイクル法第21条第2項の規定による特例措置）
処理主体	再生利用事業を行う事業者 事業場の所在地：兵庫県姫路市
処理方法	肥料化
処理量（見込み）	13トン／年（36.8kg／日）

・ 魚アラの再資源化

排出主体	市内食品関連事業者
収集運搬主体	法第7条第1項の規定による許可業者 許可区域：奈良県橿原市
処理主体	食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた事業者 事業場の所在地：広島県呉市
処理方法	飼料化、油脂化
処理量（見込み）	81トン／年

・ 生ごみ堆肥化

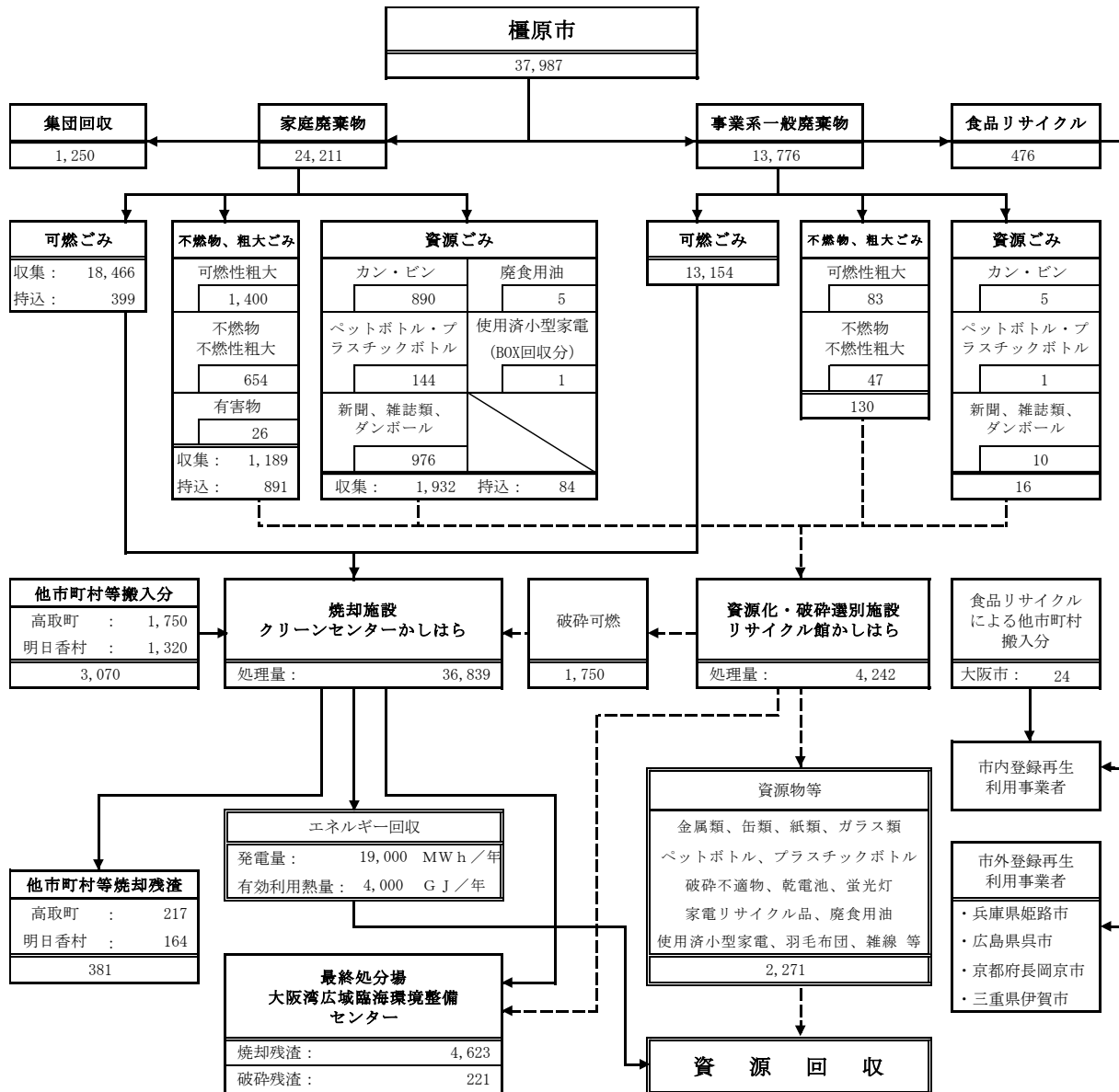
排出主体	市内食品関連事業者
収集運搬主体	法第7条第1項の規定による許可業者 許可区域：奈良県橿原市
処理主体	食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた事業者 事業場の所在地：京都府長岡京市、三重県伊賀市、 奈良県橿原市
処理方法	飼料化、肥料化
処理量（見込み）	382トン／年

・ 他市町村からの搬入

排出地域	大阪市
排出主体	大阪市内食品関連事業者
収集運搬主体	法第7条第1項の規定による許可業者 許可区域：大阪府大阪市
処理主体	食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた事業者 事業場の所在地：奈良県橿原市
処理方法	飼料化、肥料化
処理量（見込み）	24トン／年

2 一般廃棄物の処理計画量

(1) ごみ (トン/年)



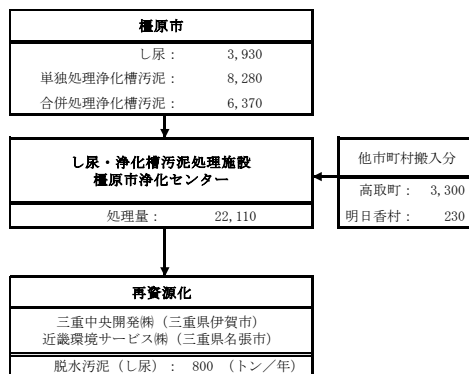
※ 他市町村等焼却残渣については、搬入分に応じた量の焼却残渣を、搬入した市町村等が搬出・処分を行う。

(2) 動物の死体 (件/年)

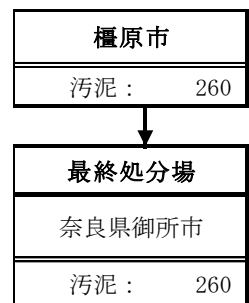


※ 樋原市斎場条例に基づき処理される小動物及び感染性廃棄物に該当しない実験動物の死体等を除く。

(3) し尿・浄化槽汚泥 (kL/年)



(4) 汚泥 (トン/年)



3 一般廃棄物の種類・分別の区分並びに収集及び搬入方法等

(1) ごみ

① ごみの分別の区分と収集方法

(ア) 家庭廃棄物

家庭廃棄物の収集に係る分別の区分及び排出の方法（条例第18条第1項に規定する排出基準。以下「家庭廃棄物の排出基準」という。）は次のとおりとする。

区 分		収集・運搬主体	収集回数	排出場所
可燃ごみ		市 (一部委託業者)	週2回	各戸前
不燃物		市	月1回	市が収集を行う 集積所
粗大ごみ				
資源ごみ	カン・ビン	市 (一部委託業者)	2週1回	各戸前
	ペットボトル・ プラスチックボトル	市	月1回	市が収集を行う 集積所
	新聞	市 (委託業者)	月1回	各戸前
	雑誌類			
	ダンボール			
	廃食用油	市	2月1回	市内各所 (拠点回収)
使用済小型電子機器等 (小型家電)	市	随時	市内各所 (拠点回収)	
有害物		市	月1回	市が収集を行う 集積所

(a) 次のものを排出しないこと。

- ・本市の区域外で生じた廃棄物
- ・産業廃棄物
- ・事業系一般廃棄物
- ・専門業者・販売店などにより適正に処理すべきもの（p.15（エ）参照）
- ・特別の定めに従い処理すべきもの（p.15（オ）参照）
- ・市では収集しないもの（p.16（カ）参照）

(b) 排出場所が拠点回収の区分を除き、定められた収集日の午前7時30分までに排出すること。

※収集日に関しては広報誌等により別途周知する。

- (c) 指定ごみ袋は、橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成13年規則第17号。以下「規則」という。）第2条の6で規定するものを使用すること。
- (d) 排出場所が拠点回収の区分を除き、排出場所については次の内容を遵守すること。
- ・利用する市民が自らまたは共同で管理し、清掃する等清潔に保つこと。
 - ・周囲の安全や生活環境の保全上支障が生じないように配慮して排出すること。
 - ・担当課との協議により特別の指定がある場合は、当該排出場所に排出すること。
 - ・排出場所を変更・廃止しようとするときは、利用する市民が相互の話し合い等により取り決め、担当課と協議すること。
- (e) 誤収集を避けるため、収集対象の廃棄物が作業員に分かるよう排出すること。
- (f) 市の収集に支障が生じる量の廃棄物を一時に多量排出しないこと。
- (g) 前処理を指示された場合は当該処理がなされていること。
- (h) ごみの区分別に定めるごみの性状と排出方法を遵守すること。具体的な内容は次のとおりとする。

○ 可燃ごみ

性状	・指定ごみ袋（種類：大）に入る大きさを可燃性のもの
品目例	台所のごみ類、剪定枝類（草、小枝、葉、竹）、衣類 など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・橿原市の指定ごみ袋に入れ、口を縛り、中身が出ていない状態で排出場所へ排出すること ・水分を含むものは、十分に水気を切ること ・資源化できるものを混入させないこと ・可能な限り小さくし、減容に努めること ・長い枝や竹は指定ごみ袋（種類：大）に入るよう切断すること

○ 不燃物

性状	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋（種類：大）に入る大きさを、固体の不燃性のもの ※あくまで大きさの目安であるため、不燃物の排出に際しては、指定ごみ袋を使用しないこと
品目例	なべ、ガラス食器、せともの など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性の部分があるものは可能な限り分離すること ・鋭利なものは厚紙などで包み、品名を明記すること ・中空のものは潰すなど、減容に努めること ・使用済小型電子機器等のうち回収対象品目は可能な限り市内各所の回収拠点における回収BOXへ排出すること

○ 粗大ごみ

性状	・指定ごみ袋（種類：大）に入らない大きさで固体のもの
品目例	タンス、机、ふとん など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分があるものは可能な限り分離すること ・大型のものはおおむね1 mまでの大きさに分解し、束ねて排出すること ・樹木等は付着した土を必ず取り除き排出すること ・幹類は、枝葉を切り落とし、1 m程度に切断し、束ねて排出すること ・可能な限り減容に努めること ・危険物、有害物を取り除くこと（ストーブ内の乾電池や灯油など） ・布団、カーペット等は丸めてひもで縛り排出すること

○ カン・ビン

性状	2 番目の辺の長さがおおむね20 cm以下で、汚損がなく中身のないカン・ビン
品目例	飲料用アルミカン、調味料ビン、一升ビン など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用ケースに入れて、排出場所へ排出すること ・収集後、専用ケースは排出者が責任をもって回収すること ・他のごみを混入させないこと ・中身を使い切って水洗いすること ・中に他の缶ビンが入りうる広口形状のものは不燃物へ排出すること ・スプレー缶やカセットボンベは、必ず火の気のない風通しの良い場所で中身を完全に使い切る ・専用ケースでは容量が足りない場合、専用ケースと同程度のサイズのダンボールやプラスチックの容器を使用して、容量を満たす専用ケースに添えて排出場所へ排出すること ・ふたは素材に応じて可燃ごみ又は不燃物として排出すること

○ ペットボトル・プラスチックボトル

性状	汚損がなく中身のないペットボトル、プラスチックボトル
品目例	飲料用のペットボトル、台所用洗剤の容器など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル専用回収ネットに排出すること ・他のごみを混入させないこと ・中身を使い切って水洗いし、ラベルやキャップは可燃ごみとして排出すること

○ 新聞、雑誌類、ダンボール

性状	汚損のない新聞、雑誌、ダンボールなどの古紙
品目例	新聞、雑誌、書籍、教科書、ノート、雑がみ、ダンボール など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞は十字にひもで縛ること ・雑誌は厚みがおおむね30cmまでで十字にひもで縛ること ・ダンボールは小さくして十字にひもで縛ること ・ナイロン袋は使用しないこと ・書籍、教科書、ノート、雑がみは雑誌に区分して排出すること ・雑がみを排出する場合は、紙袋に入れる、雑誌に挟むなどして、飛散しないようにすること

○ 廃食用油

性状	食用油
品目例	使用済みのてんぷら油、賞味期限切れのサラダ油 など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルなどのふたのできる容器に入れること ・回収場所まで持参すること

○ 使用済小型電子機器等（小型家電）

性状	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みの小型家電で回収対象の15品目に該当するもの ・31cm×15cmの回収BOX投入口に入るもの
品目例	携帯電話、携帯型ゲーム機、電話機、デジタルカメラ など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回収場所まで持参し、設置されている回収BOX等へ排出すること ・保存されている個人情報や情報は消去すること ・電池やバッテリーは取り外すこと ・対象品目以外のものは回収BOXへ排出しないこと

○ 有害物

性状	水銀などの人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの
品目例	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計等
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・割れないように購入時の箱や袋等に入れること

なお、上記の収集方法により難いため、市により別途収集を行う場合は次のとおりとする。

(a´) ふれあい収集

身近な方の協力が得られず、高齢、障がい、要介護などの理由で排出場所に出すことが困難な世帯に対し、対象とする世帯の者からの申し込みにより、玄関先で定期的な収集を行う。

対象とする世帯	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
---------	---

- ・3(1)①(ア)(a)～(h)を遵守すること。ただし、収集日時又は排出場所等について、収集業務課との協議により特別の指定がある場合は、それに従うこと。

(b´) 粗大ごみのリクエスト収集

家庭から集積所へ粗大ごみの排出が困難な世帯に対し、対象とする世帯からの電話での申し込みの都度、粗大ごみの収集を行う。

対象とする世帯	次の要件に該当する方のみで構成された世帯 ・要支援または要介護の認定を受けている方 ・総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・70歳以上の方
---------	---

- ・3(1)①(ア)(a)、(e)～(h)を遵守すること。
- ・収集業務課との協議により指定された収集日時及び排出場所等を遵守すること。

(c´) 一時多量ごみ収集

引っ越し、遺品整理、大掃除等で発生した家庭廃棄物（廃食用油、使用済小型電子機器等を除く。）を対象とする。

排出者または排出者の代理人（以下、「排出者等」という。）からの申請に基づき収集を行う。収集については、原則、月曜日から金曜日（12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。）の13時30分から15時15分までに開始するものとする。

排出方法等については次のとおりとする。

- ・3(1)①(ア)(a)(e)(g)(h)を遵守し、ごみの区分ごとに分別し排出すること。ただし、可燃ごみの排出に際しては指定ごみ袋を使用せず、指定ごみ袋以外の袋等に入れて排出することとし、また、カン・ビン、ペットボトルは、箱や袋に入れて排出すること。

- ・「櫃原市一時多量ごみ収集実施要綱」、一時多量ごみ収集の実施に関して市長が定めたこと及び市長の指示に従うこと。
- ・市との協議により指定を受けた場所を排出場所とし、その使用承認等については、排出者等が取得すること。
- ・条例別表第2に定める手数料を納付すること。
- ・排出者等は、市に引き渡したごみについては、以後所有権を主張しないこと。
- ・第三者の権利を侵害することがないようにし、当該廃棄物の処分が第三者の権利を侵害していた場合、排出者等の責任と負担により解決すること。

(イ) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、本市では事業系一般廃棄物の収集を行わない。自ら処理できない場合には、排出事業者が下記搬入場所へ自ら搬入するか、または法第7条第1項の規定による許可業者に収集を依頼し搬入すること。

事業系一般廃棄物を市の処理施設で処分する際の分別の区分及び排出の方法（以下「事業系一般廃棄物の排出基準」という。）は次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	搬入場所
事業系一般廃棄物	事業者自らまたは法第7条第1項の規定による許可業者	クリーンセンターかしはら リサイクル館かしはら

- (a) 次のものを排出しないこと。
- ・本市の区域外で生じた廃棄物
 - ・産業廃棄物
 - ・家庭廃棄物
 - ・専門業者・販売店などにより適正に処理すべきもの（p. 15（エ）参照）
 - ・特別の定めに従い処理すべきもの（p. 15（オ）参照）
- (b) 搬入場所へ搬入の際は搬入基準（p. 17 ② 参照）を遵守すること。
- (c) 袋に入れて排出する場合は透明または半透明の中身が見える袋に入れること。ただし、指定ごみ袋は使用しないこと。
- (d) 前処理を指示された場合は当該処理がなされていること。

(e) ごみの区分別に定めるごみの性状と排出方法を遵守すること。具体的な内容は次のとおりとする。

○ 可燃ごみ

性状	・指定ごみ袋（種類：大）に入る大きさで可燃性のもの
品目例	紙類、生ごみ類、剪定枝類（草、小枝、葉、竹）、たたみ、衣類 など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を含むものは、十分に水気を切ること ・資源化できるものを混入させないこと ・可能な限り小さくし、減容に努めること ・長い枝や竹はおおむね30cm以下に切断すること ・たたみは8分割し、粗大ごみとして処理しないこと

○ 不燃物

性状	・指定ごみ袋（種類：大）に入る大きさで固体の不燃性のもの（従業員個人の消費活動によって排出されたものに限る）
品目例	なべ、ガラス食器、せともの など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性の部分があるものは可能な限り分離すること ・鋭利なものは厚紙などで包み、品名を明記すること ・中空のものは潰すなど、減容に努めること

○ 粗大ごみ

性状	・指定ごみ袋（種類：大）に入らない大きさで固体のもの
品目例	木製又は天然繊維の家具類、ふとん など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分があるものは可能な限り分離すること ・大型のものはおおむね1mまでの大きさに分解し、束ねて排出すること ・樹木等は付着した土を必ず取り除き排出すること ・幹類は、枝葉を切り落とし、太さ20cm以下で長さ1m程度に切断し、束ねて排出すること ・可能な限り減容に努めること ・危険物、有害物を取り除くこと ・布団等は丸めてひもで縛り排出すること

○ カン・ビン

性状	2番目の辺の長さがおおむね20cm以下で、汚損がなく 中身のないカン・ビン (住民または従業員個人の消費活動によって排出されたものに限る)
品目例	飲料用アルミカン・ビン など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・他のごみを混入させないこと ・中身を使い切って水洗いすること ・中に他の缶ビンが入りうる広口形状のものは不燃物へ排出すること ・スプレー缶は、必ず火の気のない風通しの良い場所で中身を完全に使い切る ・ふたは素材に応じて可燃ごみ又は不燃物として処理すること

○ ペットボトル・プラスチックボトル

性状	汚損がなく中身のないペットボトル、プラスチックボトル (住民または従業員個人の消費活動によって排出されたものに限る)
品目例	飲料用のペットボトル など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・他のごみを混入させないこと ・中身を使い切って水洗いし、ラベルやキャップは可燃ごみとして処理すること

○ 新聞、雑誌類、ダンボール

性状	汚損のない新聞、雑誌、ダンボールなどの古紙
品目例	新聞、雑誌、書籍、教科書、ノート、雑がみ、ダンボール など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞は十字にひもで縛ること ・雑誌は厚みがおおむね30cmまでで十字にひもで縛ること ・ダンボールは小さくして十字にひもで縛ること ・ナイロン袋は使用しないこと ・書籍、教科書、ノート、雑がみは雑誌に区分して排出すること ・雑がみを排出する場合は、紙袋に入れる、雑誌に挟むなどして、飛散しないようにすること

(ウ) 別途収集するもの

上記(ア)(イ)によらず別途収集を行うものは次のとおりとする。

(a) ボランティア収集

自治会などの団体が実施した地域のボランティア清掃活動により排出される一

般廃棄物を対象とする。自治会などの団体が実施する地域のボランティア清掃活動には専用ごみ袋（ボランティア袋）を配布する。

ボランティア袋の交付を受けた団体からの申し込みの都度、収集を行う。排出に際しては必ずボランティア袋を使用することとし、収集業務課との協議により指定された収集日時、排出方法及び排出場所等を遵守すること。

(エ) 専門業者・販売店などにより適正に処理すべきもの

専門業者・販売店などにより適正に処理すべきものは次のとおりとする。

品 目	品 目 例	処理方法等
土・砂・石などの自然物	土、砂、石、泥 など	専門業者、販売店、医療機関などによる回収
崇拜の対象物	仏像、位牌 など	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品、感染性一般廃棄物 など	
在宅医療廃棄物のうち鋭利なもの	注射針、点滴の針 など	
ガスボンベ	LP ガスボンベ、酸素ボンベ など	
自動二輪車	バイク、原動機付自転車 など	
小型船舶	FRP 船・小型船舶 など	
消火器	消火器	
タイヤ	自動車のタイヤ、バイクのタイヤ	
バッテリー	自動車用バッテリー、バイク用バッテリー など	

(オ) 特別の定めに従い処理すべきもの

特別の定めに従い処理すべきものは次のとおりとする。

品 目	品 目 例	処理方法等
自動車 (使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)第 2 条第 2 項に規定する使用済自動車)	自動車	都道府県知事または保健所設置市長の登録を受けた引取業者による回収

家電リサイクル対象品※ ¹ (特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、同法第9条の規定に該当するもの)	テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機	引取協力店又は販売店による回収
パソコンリサイクル対象品※ ² (資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年10月18日政令第327号)別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが廃棄物となったもの)	デスクトップ本体・ノートブックパソコン・CRTディスプレイ・CRT一体型パソコン・液晶ディスプレイ・液晶一体型パソコン	製造メーカー等による回収

※1 条例第19条第1項第6号の規定に該当しない特定家庭用機器廃棄物については、リサイクル料金と振込手数料を郵便局で支払い、条例別表第3に定める保管及び運搬費用を市に支払うことにより、リサイクル館かしはらに持ち込むことができる。

※2 排出者の意思により自らリサイクル館かしはらへ搬入する場合のみ、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年8月10日法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等として処理する。

(カ) 市では収集しないもの

市では収集しないものは次のとおりとする。

品 目 例	処理方法等
畳(半畳より大きいもの)、うす、マッサージチェア、金庫・耐火金庫、電動ベッド、印刷機、コピー機 など	搬入基準(p.17 ② 参照)に従い、クリーンセンターかしはら、またはリサイクル館かしはらへ直接搬入
ガソリン、シンナー、ベンジン、農薬、未使用の花火・練炭・マッチ、発電機、チェーンソー(燃料駆動式)、芝刈り機・刈払機(燃料駆動式) など	
タイル、ブロック、かわら、レンガ、コンクリート、モルタル、セメント、ドラム缶、自動車部品 など	

② ごみの搬入方法

ごみを搬入する場合の一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法（条例第18条第2項に規定する搬入基準）は次のとおりとする。

施設種別	焼却施設	資源化・破砕選別施設
施設名	クリーンセンターかしはら	リサイクル館かしはら
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2	橿原市東竹田町 1 番地の 1
受付時間	月～金曜日（祝日含）：午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～午後 4 時 土曜日（祝日含）：午前 9 時～11 時 ※年末年始を除く	
搬入可能な一般廃棄物の区分	可燃ごみ	不燃物、粗大ごみ 資源ごみ、有害物
搬入の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭廃棄物は家庭廃棄物の排出基準に、事業系一般廃棄物は事業系一般廃棄物の排出基準に、それぞれ定めるごみの性状と排出方法に準拠する。 ・荷卸しを円滑に行えるよう、一般廃棄物の区分ごとに分別した状態で搬入する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋を使用しない場合でも、搬入できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カン・ビンの専用ケース、ペットボトル専用回収ネットを使用しない場合でも、搬入できるものとする。 ・粗大ごみにおいて、樹木を除き、解体は不要とする。

(a) 次のものを搬入しないこと。

- ・本市の区域外で生じた廃棄物
- ・産業廃棄物
- ・専門業者・販売店などにより適正に処理すべきもの（p. 15（エ）参照）
- ・特別の定めに従い処理すべきもの（p. 15（オ）参照）

(b) 前処理を指示された場合は当該処理がなされていること。

(c) 規則第3条第1項の届出内容を明らかにする書類の提示を求められたときは、その求めに応じること。

(d) 条例別表第2に定める手数料を納付すること。ただし、家庭廃棄物のうち可燃ごみにおいて指定ごみ袋を使用した場合、または条例第35条の規定に該当する場合はこの限りではない。

(2) 動物の死体

① 排出方法

動物の死体の排出方法については、次のとおりとする。

(ア) 収集方法

動物の死体については通報の都度、市または道路管理者が収集する。

区 分	収集・運搬主体	収集方法等
動物の死体	市または道路管理者※	申込、通報に応じて収集

※ 道路管理者は道路上の動物のへい死に限る。

- (a) ダンボール等に入れて排出すること。
- (b) 収集業務課の指定する場所に排出すること。
- (c) 排出者は条例別表第2に定める手数料を納付すること。ただし、条例第35条の規定に該当する場合はこの限りではない。

(イ) 搬入方法

動物の死体の搬入方法は次のとおりとする。

区 分	収集・運搬主体	搬入場所
動物の死体	排出者自ら	クリーンセンターかしはら

- (a) ダンボール等に入れて搬入すること。
- (b) 条例別表第2に定める手数料を納付すること。ただし、条例第35条の規定に該当する場合はこの限りではない。
- (c) 搬入基準 (p.17 ② 参照) を遵守すること。

② 動物の死体の例外

- ・ 檀原市斎場条例に基づき処理される小動物は動物の死体には含めないものとする。
- ・ 感染性廃棄物に該当しない実験動物の死体等については、事業系一般廃棄物の可燃ごみと同様に取り扱うものとする。ただし、排出に際しては、市と事前に協議の上、その指示に従うこと。

(3) し尿・浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、次のとおりとする。

区 分	収集・運搬主体	収集回数	収集方法	搬入場所
し尿	法第7条第1項の規定による許可業者	月1回	戸別収集	檀原市 浄化セン ター
浄化槽汚泥	法第7条第1項並びに浄化槽法第35条第1項の規定による許可業者	年1回以上		

4 不法行為等の防止対策

① 不法投棄の防止・対策

ごみの不法投棄を未然に防止するため、定期的な巡視や、ホームページ等を通じた周知啓発を行う。また、申請のあった自治会に対し不法投棄防止看板を配布する。

② 資源ごみの持ち去り防止・対策

資源ごみの持ち去りを未然に防止するため、警察とも適宜に連携しながら、定期的な巡視を行う。また、広報誌等を通じた周知啓発や、持ち去り厳禁カードの配布を行う。

③ 事業系一般廃棄物の適正排出の促進

事業系一般廃棄物の適正区分・適正処理の推進を図るため、広報誌やホームページを通じた周知啓発を行うとともに、適宜、事業所への立入検査等を実施し、適正処理方法についての指導を行う。

また、処理施設においては、搬入された廃棄物の検査並びに搬入基準の遵守に向けた指導等を行う。

5 処理施設の概要

(1) 焼却施設

名 称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町1038番地の2	
処理能力	85トン/日 × 3基 (合計255トン/日)	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW (最大)	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	可燃ごみ 破碎残渣 (可燃分) 動物の死体	焼却
処理主体	市	
計画稼働期間	2037年度まで (35年間)	

(2) 資源化・破碎選別施設

名 称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町1番地の1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34トン／5H
	カン・ビン	11トン／5H
	ペットボトル・プラスチックボトル	2トン／5H
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破碎・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞、雑誌類、ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等（小型家電）	選別・保管
処理主体	市	
計画稼働期間	2037年度まで（37年間）	

(3) し尿・浄化槽汚泥処理施設

名 称	橿原市浄化センター	
所在地	橿原市東竹田町148番地の1	
処理能力	96キロリットル／日	
処理形式	前脱水＋生物処理	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	し尿 浄化槽汚泥	汚水：前脱水＋生物処理後下水放流 汚泥：脱水後資源化
処理主体	市	
計画稼働期間	2037年度まで（31年間）	

(4) 最終処分場（委託）

名 称	大阪湾広域臨海環境整備センター
所在地	大阪市此花区北港緑地地先 （大阪沖埋立処分場）
埋立容量 （全体）	1,400万立方メートル
埋立容量 （橿原市割当分）	120,785立方メートル
対 象	焼却残渣、破碎残渣
計画受入期間	2032年度まで